

林業就業資金のご案内



新たに林業に就業しようとする方が 就業に必要な融資を受けられます

◎対象者は、新たに林業に就業しようとする者および認定事業主です

※認定事業主とは：

「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条の規定により「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画」を作成し、知事の認定を受けた事業主のことです。

◆ 就業準備資金

- ・新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金 (150万円/人)
- ・認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し、活動に必要な資金を支給するのに必要な資金 (1人につき120万円/人)

(例) 就業先調査費、林業体験活動費、旅費、滞在費、林業作業用具購入費、図書・参考文献費、連絡通信費等

◆ 就業研修資金

- ・新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な研修を受けるために必要な資金
(滋賀もりづくりアカデミー新規就業者コース受講の場合 月額5万円/人)
- ・認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し、研修の受講に必要な資金を支給するのに必要な資金
(滋賀もりづくりアカデミー新規就業者コース受講の場合 1人につき月額4万円/人)

(例) 受講料、旅費、滞在費、大型特殊免許・架線主任者免許等森林施業に従事するのに必要な免許取得費、実習用具費、実習教材費等

いずれの資金も、償還期間は、

- ・新たに林業に就業しようとする者：20年以内
- ・認定事業主：13年以内

4年以内の据置可！



<お問い合わせ先>

滋賀県林業労働力確保支援センター

滋賀県大津市松本一丁目2-1 (滋賀県大津合同庁舎6F)

TEL:077-522-0307